令和５年度第３回三鷹市国民健康保険運営協議会会議録要旨

●開催日　令和６年１月12日（金）

●出席委員　淺見委員、森屋委員、逆瀨委員、田中委員、梅田委員、長田委員、

 星野委員、金子委員、加藤委員、紫野委員、白石委員（11名　名簿順）

●市　　側　馬男木副市長、室谷市民部長、金木市民部調整担当部長、

黒崎保険課長、水口納税課長、佐藤国保加入係長、木村国保給付係長

●傍 聴 者　１名

１　開　会

２　副市長挨拶

３　議　事

　　三鷹市国民健康保険税の改定について

＜資料説明＞

保険課長：資料「国民健康保険加入者と医療費等の推移」等の説明

＜質疑応答＞

　委　員：資料を見ると、年々国保加入者は少なくなり、加入率も下がっているので、この状況では保険税の収入は増えない。根本的に考え方を変えていかないと、いつまで経っても世帯の負担が増えるだけで、税額を上げたとしても解決にならないのではないか。三鷹市も一般会計から繰入れという形で補助しているが、国はどう考えているか。

　保険課長：三鷹市に限らず、全国的な傾向として国保の加入者数は減少傾向である。理由としては、国が被用者保険の加入要件となる従業員数を減少させている関係で、従来は国保に加入していた方が被用者保険に移行している傾向と、75歳以上の後期高齢者医療制度に移行する方が増加しているためであり、国もそのような傾向であることを承知している。そのため、各保険者は税率の改定や保険者努力支援制度の活用、医療費が掛からないようにするなどの取組みを進めることにより、少しでも一般会計から繰り入れる金額を減らすよう、国より指示を受けている。医療給付費については、国の予算の関係もあり、少し高めに算出されており、令和５年度より５億円程度増える試算をしている。このような増額にならないよう、特定健診を受診することで重症化を防ぐなどの医療費を減らす取り組みにより、国から交付金を獲得できる保険者努力支援制度の活用などで、持続可能な制度となるように国から指示を受けている。

　委　員：医療の高度化により医療費が高くなっているので、そういう面でも追いつかない。国保の制度による医療費の補助などで個人が支払う金額を少なくするようにしているが、医療費全体の金額は変わらない。新型コロナワクチンの値段を決める時も、高くすれば製薬会社は良いが、結果として医療費が上がってしまう。根本的に見直しをしていかないと、いつまで経っても堂々巡りになってしまうので、機会があったら国に要望してほしい。

　保険課長：昨年末に国から診療報酬の改定案が出て、多少減額する方向で示された。国としては医療費削減の取り組みを進めている。加入者が減少傾向であり、医療給付費が増えている現状であるため、国保制度を持続可能にするために、市長会等を通じて、国、東京都に申し入れをしているが、さらに強く国保運協で意見があったことを伝えていく。

　委　員：市の特定健診の案内が年に一度送られてくるが、健康推進課の説明では約５割しか受診していない。病気をなるべく早く見つけるために送って頂いているが、受診者が少ないため、病気に罹ってしまうと医療費が上がってしまう。また、最近は薬代なども値上げしている。市が特定健診を受診するような啓発事業に力を入れれば医療費を減らすことができるのではないか。加入者が減っているのに、医療費が上がっているのはこれが原因ではないか。

　保険課長：新型コロナ前はもう少し受診率は高かったが、新型コロナの影響で若干下がり、現在は半分程度の受診率でコロナ前に戻っていない現状である。

　　　　　次回の国保運協で報告するが、現在、市ではデータヘルス計画の次期計画の策定を進めており、特定健診の受診率向上の取組みを検討している。また、コミセン祭りなどでの啓発活動や、医師会への協力依頼などを行い、医療費の削減を第一義的な目標として、特定健診だけでなく予防接種なども含め医療費が増えないための取組みも検討していく。

　委　員：テレビのコマーシャルで帯状疱疹や肺炎球菌などが宣伝されていて、市から補助をいただき私たちも受診できてありがたいが、これも医療費にあたるのか。

　保険課長：医療費というのは医療機関による医療行為であり、ワクチン接種は病気の予防となるため医療費にはあたらない。

　委　員：予算は別に取っているということか。

　保険課長：ワクチン接種の費用については、国から法定接種として提示されているものは市として対応している。

　委　員：国から補助していただいているということか。

　保険課長：国に一定の負担をしていただいている。

　市民部長：最終的には国から補助金として補填されるが、一旦は市が支出して、その分を国からいただくという流れで事務手続きを行う。

　委　員：特定健診の案内だが、通知から受診までが非常に長い。私の誕生月は12月なので、通知が来てから受診まで半年以上ある。歳を取ると忘れやすくなるので、受診月を誕生月にするなど分かりやすくしていただくとありがたい。また、通知から受診するまでの期間を短くしていただきたい。

　保険課長：現状では、誕生月ごとにある程度受診月を分けている。通年受診を可能にすると、一部の時期に受診が多くなり、医療機関の体制を踏まえると、受診する人数をある程度均一になるようにする必要がある。こちらの費用も市が一旦負担するが、国や都から補助金をいただいている関係で、受診できる期間は年度末までではなく、その前に終了となる。案内を通知する時期、受診いただく時期については、様々なご意見があるかと思うので、少しでも受診しやすい環境を整備する必要があると認識しており、所管である健康推進課と情報共有していく。

　委　員：加入者が減少し、医療費も上がっていて、運営が大変であることは理解している。今、国がどのように考えているのかという意見もあったが、全国知事会でも、令和６年度の予算に対する提案や要望は行われている。持続可能な医療制度の安定的な運営を図るために、国の財政責任の下で、地方と十分な協議を行いながら、医療保険制度の改革を着実に行うこと。それから、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用の状況を鑑み、不断の検証を行いながら、国保制度の安定化が図られるように必要な見直しも行うとともに、平成27年１月からの社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に実施することとして、あわせて、被保険者の減少などの構造的な課題を抱える国保制度を取り巻く環境は厳しいので、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる現状を踏まえて、財政基盤強化のための新たな財政措置、支援を行ってほしいということを、全国知事会でも予算を国に求めている。

　　　　　国庫負担をもっと増やせば、自治体はもっと健全な運営ができ、加入者である市民負担は軽減できる。このような国の財政措置や、国の負担がなかなか増えないことについて、三鷹市はどのように考えているのか。

　保険課長：平成30年度から、国保の財政主体は東京都に変わっており、国では制度改革として都道府県ごとの統一保険料をより推進していくという方向を示している。あわせて、医療費の適正化を進めることで、国保の持続可能な運営をするよう求めている。財政主体は東京都になるので、持続可能な制度となるために、加入者の減少傾向や医療の高度化等に伴う医療費の増加、新型コロナが５類に移行した影響などを踏まえて、東京都だけではなく、国にも一定の負担をするように求めていく。

　委　員：今は年金も賃金も物価の高騰に追いついていないのが現状である。私は市民の新たな負担を増やすのは反対である。国保の都道府県化以降の６年間を通しても、全自治体で６割ほどが値上げとなっている。それでも新型コロナや物価高騰の影響を見ながら、努力して引下げを行った自治体もある。

　　　　　現在、国は物価高騰対策の予算措置も行って、三鷹市においても、昨年末に補正予算を組んで、非課税世帯や家計急変世帯に対して７万円の給付を行うために作業を進めている。自治体として、市民の暮らしを少しでも応援しなければならない状況にも関わらず、三鷹市が国保税の引上げを行うということは、本当に市民の理解が得られるのか、私は疑問である。国保税の軽減のための公　　　費や繰入れを増やしていくことで、難しいとは思うが引下げてほしい。せめて据置きを検討していただきたい。

　保険課長：昨年来からの原油高と円安等で物価が高騰している状況は把握している。そこを勘案して、均等割額を増やすと低所得者の方の負担も増えるため、均等割の増額は抑えて、所得割率を一定程度上げさせていただくとともに、課税限度額を国から示されている上限まで上げさせていただき、比較的所得が高い方に一定の負担をいただく内容で諮問させていただいた。国保については、前期高齢者が多いこと、協会けんぽ・組合健保から一定の負担をいただいている状況を踏まえると、できるだけ国保加入者の負担を上げない努力をしていくが、一定程度の負担をいただく形にせざるを得ない状況である。国の公費負担については、財政主体が東京都であることを踏まえて、市長会等を通じて、国や東京都に持続可能な制度になるように、引き続き申し入れていく。

　委　員：今回、低所得者に対する減額も提案されている。自治体として、頑張っていることは分かるが、対象世帯数が僅か63世帯で、全体からみると本当に一握りの人しか対象になっていない。国保は社会保障であると思うので、大変な状況であることは分かるが、ぜひ、三鷹市が市民の医療と命を守るという立場に立っていただきたいので、負担が増えることは反対の立場である。

　市民部長：委員より反対の立場という意見を伺った。我々も保険者として、今の経済情勢を鑑みながら、被用者保険からも支援していただいている制度であることを踏まえ、被用者保険とのバランスを取りながら、絶対に持続しなければならない日本が誇るべき国民皆保険制度を守るために、我々三鷹市だけではなく、先ほどお話がありましたが、多摩地域の担当課長会、担当部長会でも強く意思統一を図り、国保中央会でも国に強い要望をしており、まだ具体的な数字はいただいていないが、一定の検討をしていただけるという回答をいただいている。低所得者の方や子育て世帯の方々については、持続的な支援をしていかなければならない。

　　　　　前回は市長、本日は副市長が冒頭出席して、協議を重ねた結果、先ほど保険課長が申したとおり、所得があるなしに関わらず、全被保険者に影響がある均等割額の増額を最小限に抑え、令和５年度時点での多摩地域26市平均を下回っていることを踏まえ、三鷹市の考えを皆様に御理解いただきたいということで、提案させていただいた。

　会　長：今回の保険税の改定については、先ほどから反対意見も出ていることは事実であるが、大方の委員の方はやむを得ないだろうという考えであると受け止めた。その受け止め方に間違いないということなら、委員の皆様も低所得者世帯へのさらなる負担軽減の必要性はお持ちだと考えている。本日の議論を踏まえて、低所得者世帯の負担軽減のために、均等割額の軽減制度の更なる拡充を国などに求めていくという意見を付した答申文案を、私に一任いただき、次回の国保運協にて示させていただくということで良いか。

（「異議なし」の声あり）

会　長：それでは、委員の皆様の意見等を含めて答申案を作成し、次回諮ったうえで、市長に答申する。

４　閉　会